

須坂市入札心得

（趣旨）

第1条 市が執行する建設工事、建設コンサルタント等の業務、製造の請負、物品の購入等に係る競争入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、須坂市財務規則（平成2年須坂市規則第6号）のほか、市が示した設計図書、仕様書、建設工事請負契約書（案）、業務委託契約書（案）又は物品売買契約書（案）、この入札心得及び現場等を熟覧の上、入札しなければならない。

（入札保証金の納付）

第2条 入札保証金の納付は免除する。ただし、次に該当する場合は見積もった総額（消費税及び地方消費税を含む金額）の100分の5に相当する金額を納付しなければならない。

- （1） 落札候補者として決定された者が、入札参加資格要件審査書類を提出しなかったとき。
- （2） 落札者として決定された者が、契約を締結しないとき。
- （3） 低入札価格調査に係る調査書類等、発注者が求める入札条件を確認する書類を提出しなかったとき。
- （4） やむを得ない事情と発注者が認める辞退による場合を除き、契約締結にいたらなかったとき。

（入札の方法）

第3条 入札者は、入札公告又は入札通知書（以下「入札公告等」という。）で示した場所及び日時までに参集し、別に定める入札書を入札執行者へ直接提出するか入札箱に投函しなければならない。ただし、入札者がやむを得ない事情で入札日時に参集できないときは、入札書を郵便又は持参により提出することができる。電子入札システムによる入札（以下「電子入札」という。）の場合は、公告又は指名通知書に示した日時までに別に定める方法により提出するものとする。

2 郵送による場合、次に定める方法で入札書を郵送しなければならない。なお、建設工事及び建設コンサルタント等の業務については別に定める。

- （1） 入札書は、一般書留又は簡易書留郵便によるものとする。
- （2） 封筒の表面に、開札日、件名、履行場所及び入札者の商号又は名称等を記載すること。
- （3） 1つの封筒には2通以上の入札書を同封してはならない。
- （4） 入札書の日付は、入札日とする。電子入札の場合は、提出日とする。

3 持参による場合、前項に定める方法に準じて行わなければならない。この場合において同項第1号中「一般書留又は簡易書留郵便によるものとする」とあるのは、「入札担当者へ提出する」と読み替えるものとする。

4 郵送又は持参による場合、開札日時までに到着しなかったものは受理しない。

5 入札は、入札公告等において単価によるべきことを示した場合を除き、総価により行うものとする。

6 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総価の110分の100に相当する金額を入札書に記載し、かつ、入札に付する事項ごとに作成しなければならない。

7 一度提出した入札書は、書替え、引換え又は撤回することはできない。

8 入札者が代理人をして入札させるときは、別に定める委任状を持参させ入札執行者へ提出し

なければならない。

（公正な入札の確保）

第4条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。

3 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

4 入札者は、入札執行事務に関して秘密とされている情報を聞き出そうとしてはならない（脅迫的言辞の有無を問わない）。

5 入札者は、正当な理由なく入札公告又は通知前における発注予定案件事務への介入、又は公告又は通知後において、入札公告等、入札心得及び各種仕様書等について、不明等を理由とした過度な介入等入札の公正・公平性を阻害する行動をしてはならない。

（入札の辞退）

第5条 入札参加申請者及び指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出なければならない。

（1）入札執行前にあっては、別に定める入札辞退届を入札執行者に提出し、又は郵送して行う。
ただし、郵送による場合は、入札日の前日までに到達するものに限る。

（2）入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札前に入札執行者に直接提出して行う。

（3）電子入札の場合は、電子入札システムにより入札辞退届を提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加及び指名について不利益な取扱いを受けるものではない。

（経営事項審査結果通知等）

第6条 建設工事において、入札者は入札公告（指名競争の場合は入札日）から落札決定日の間において、当該入札に係る契約予定日の1年7月前の日の直後の営業年度終了日の経営事項審査（以下「経審」という。）結果通知を受けていなければならない。

2 前項の経審結果の通知を受けていないときは、入札に参加できない。

（入札の取りやめ等）

第7条 入札執行者は、入札者が協定し、又は不穏な行動をなす等により入札が公正に執行をすることができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 入札公告等又は設計図書等に不備があり、公正な入札が行われないと認められるときは、入札公告等で示す入札手続を延期し、又は中止することがある。

3 指名競争入札において入札者が2者に満たない場合は、入札を中止する。

（工事（業務）費内訳書の提出）

第8条 建設工事及び建設コンサルタント等の業務において、入札者は入札に際し別に定める工事（業務）費内訳書（以下「内訳書」という。）を入札執行者に提出しなければならない。

2 一度提出された内訳書は、書換え、引換え、撤回することはできない。

3 内訳書は、入札及び契約に関する設計図書ではないため、直ちに変更契約の対象とはならない。
（入札書の無効）

第9条 次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

（1）入札に参加する資格のない者の入札した入札書

（2）同一人が入札した2通以上の入札書

（3）入札者が協定して入札した又は不正行為により入札した入札書

（4）入札金額を訂正し、訂正印のない入札書

（5）あて名、入札金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札書

（6）内訳書の積算価格と入札書の入札価格が一致しない入札書（ただし、積算価格の1万円未満の単数を切捨てされた入札価格が記載された入札書は有効とする）

（7）入札に際し、内訳書を提出しない入札書及び未記入など不備がある内訳書を提出した者が入札した入札書

（8）一抜け方式において、落札者が入札した他の工事の入札書

（9）前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

（開札）

第10条 開札は、入札場所において、入札終了後直ちに行う。ただし、電子入札の場合は、別途運用規程に定める。

2 入札者は、前項の開札に立ち会わなければならない。この場合において、入札者が立会わないときは、入札執行者は、当該入札に関係のない市職員を立ち会わせるものとする。

（再度入札）

第11条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに当初の入札をした者のうち現に開札場所にとどまっている者により再度の入札を行う。ただし、最低制限価格又は失格基準価格を設けてある場合に最低制限価格又は失格基準価格を下回った価格で入札した者、第9条の規定による無効の入札をした者は参加できない。なお、直ちに再度の入札を行うことができないときは、指定する日時及び場所において行うことができる。電子入札の場合は、再度入札の日時等を別途通知する。

2 再度の入札は、1回を限度とする。

3 再度の入札により落札者がいないときは、入札執行者が特に必要と認める場合を除き、最低金額の入札者と随意契約のための見積りに移行しないものとする。この場合においては、当該入札は不調とする。

（随意契約）

第12条 随意契約のための見積りは、2回を限度とする。

2 前項の見積りは、別に定める見積書により行う。

3 見積りの方法については、第3条の規定を準用する。

(落札者の決定等)

第13条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格又は失格基準価格を設けてある場合は、最低制限価格又は失格基準価格以上でなければならない。

- 2 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、入札執行者は、その者に代わって当該入札事務に関係のない市の職員にくじを引かせるものとする。ただし、電子入札の場合は、別途運用規程に定める。
- 3 随意契約に移行した場合において、見積りの結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積もった者を契約の相手方となるべき者と決定するものとする。

(契約保証金の納付)

第14条 契約者は、契約締結と同時に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。契約保証金の納付は、現金で納付するほか、次の各号に掲げる有価証券等をもって代えることができる。

- (1) 国債又は地方債
- (2) 特別の法律による法人(独立行政法人等)の発行する債券
- (3) 金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形
- (4) 金融機関の保証する小切手
- (5) 金融機関がする保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)

第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「前払金保証事業会社」という。)がする保証

- 2 契約変更により契約金額が増額となった場合、変更後の契約金額に対して求めることとする。
- 3 契約変更により契約金額が減額となった場合、申し出がない限り契約保証金の減額は行わない。
- 4 第1項第5号による担保の提供を受けた契約について、履行期間の変更契約が行われる場合は、保証期間の変更を証する保証証書等の提出を求める。ただし、前払金保証事業会社がする保証については、保証期間の変更を証する保証証書の提出は求めない。

(契約保証金の納付の免除)

第15条 契約保証金の納付について、次の各号のいずれかに該当する場合は免除する。ただし、契約者が契約を履行しないときは、契約保証金に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

- (1) 契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。
- (4) 契約者が、法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保を提供したとき。
- (5) 契約者が次条の規定による契約保証人を立てたとき。ただし、建設工事及び建設コンサルタント等の業務については適用しない。
- (6) 契約金額が200万円以下であり、かつ、契約者が契約を確実に履行するものと認められる

とき。

（契約保証人）

第16条 契約者は、当該契約の履行に必要な資力能力を有するもの契約保証人にしなければならない。

2 前項の契約保証人は、須坂市に入札参加資格を有する者でなければならない。

（契約の締結）

第17条 落札者等は、落札決定の日から5日以内に契約を締結しなければならない。この場合において、特別の定めのある場合のほかは、契約の日を工期又は履行期間の初日とする。

2 落札者等が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、その落札又は決定は、その効力を失う。

3 契約書の作成を要しない契約の場合においては、落札者等は、速やかに請書等を提出しなければならない。

4 契約の締結に要する費用は、契約者の負担とする。

5 契約金額は、落札又は決定された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（単価契約の場合を除き、その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた後に得られる金額）とする。

（市議会の議決を要する契約）

第18条 予定価格が1億5,000万円以上の工事又は製造の請負契約及び予定価格が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ（土地については、1件 5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ契約については、市議会の議決を得た後に本契約を締結するものとする。この場合においては、市議会の議決を得た後に本契約を締結する旨を記載した仮契約書を取り交わすものとする。

2 前条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定は、前項後段の仮契約の締結について準用する。

（技術者の配置及び報告）

第19条 建設工事及び建設コンサルタント等の業務においては、建設業法（昭和24年法律第100号）のほか関係法令等に規定する技術者を配置しなければならない。

2 前項の技術者について、契約締結の際、市長等に報告しなければならない。

（異議の申立）

第20条 入札者は、入札後、この心得、設計図書、仕様書、契約書（案）及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和1年10月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和7年10月1日から施行する。